

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 5 年 5 月 1 9 日

中部経済産業局長 田中 耕太郎 殿

宝達志水町長 寶達 典久

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宝達志水町は石川県のほぼ中央部に位置し、古くから能登と加賀をつなぐ交易の結節地点として重要な役割を果たしてきた。豊かな自然に恵まれ、古来の歴史・文化を今に伝える史跡が現在も町内に点在し、貴重な地域資源となっている。

人口は、国勢調査によると昭和 60 年から平成 27 年にかけて減少傾向で推移しており、昭和 60 年の人口は 17,306 人であったのに対し、平成 27 年は 13,174 人と 24%減少している。年齢構成も石川県や全国と比較して生産年齢人口の割合が低く、65 歳以上の高齢者の割合が高い。

産業は、繊維工業、機械金属産業の基幹産業として、サービス業、製造業、農林水産業と多岐に渡って集積しており、製造業の製造品出荷額は石川県平均より高いものの、全体的に小規模な事業者が多い。

現在、域内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、平成 27 年に宝達志水町産業振興促進計画を策定し、国、石川県、関係機関と連携して新事業の創出や企業誘致、雇用促進などに取り組み、域内産業の振興を図ってきた。引き続き、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

##### (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、口能登地域の中核として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

宝達志水町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業

種が宝達志水町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

宝達志水町の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、宝達志水町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

宝達志水町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が宝達志水町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。しかしながら、近年設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄である。このため、本計画において対象とする業種は、再生可能エネルギー発電事業を除いた全業種とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電事業とは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第9条第1項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」（同法第2条第3項第1号から6号に規定する全ての「再生可能エネルギー源」を含む。）を指す。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月13日～令和7年6月12日までの2年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇

用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。